

○茅ヶ崎市歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、歯及び口腔の健康づくり(歯及び歯周組織の健康を保持増進し、並びに口腔機能を維持することをいう。以下同じ。)が全身の健康の保持増進及び生活習慣病等の重症化の防止並びに生活の質の維持向上に資するものであることに鑑み、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市民、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策は、市民の自主的な取組を促進することを旨として、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、推進されなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、歯及び口腔の健康づくりの重要性を理解し、市等が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を活用すること等により、自らの歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 2 条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第 5 条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務(以下「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯及び口腔の健康づくりに資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が歯及び口腔の健康づくりを推進するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者等及び事業者の役割)

第 6 条 教育又は保健、医療若しくは福祉に関する業務に従事する者(歯科医療等業務に従事する者を除く。)は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第 7 条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 8020 はちまるにいまる運動(80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つための取組をいう。)の普及に関すること。

- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯及び口腔の状態に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事。
- (3) 口腔に発生するがん等の対策に関する事。
- (4) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする高齢者その他の者に係る歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事。
- (5) 歯及び口腔の健康づくりの推進に携わるボランティアの育成に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

(歯及び口腔の健康づくり推進計画)

第 8 条 市長は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「歯及び口腔の健康づくり推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 歯及び口腔の健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を策定しようとするときは、市民、歯及び口腔の健康づくりの推進に取り組む団体その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、歯及び口腔の健康づくり推進計画の変更について準用する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。